（例）時間外労働協定で定める一定期間のうち１年間の起算日が４月１日で一般の労働者に係る１年の制限時間が 250 時間、制限開始日が月の初日（起算日）となるように育児・介護休業法上の時間外労働の制限を請求した労働者（下図において「制限労働者」といいます。）に係る１年の制限時間が 150 時間とする時間外労働協定を締結した場合において、育児・介護休業法上の制限期間を 10 月１日から翌年の９月 30 日までとする請求があった場合

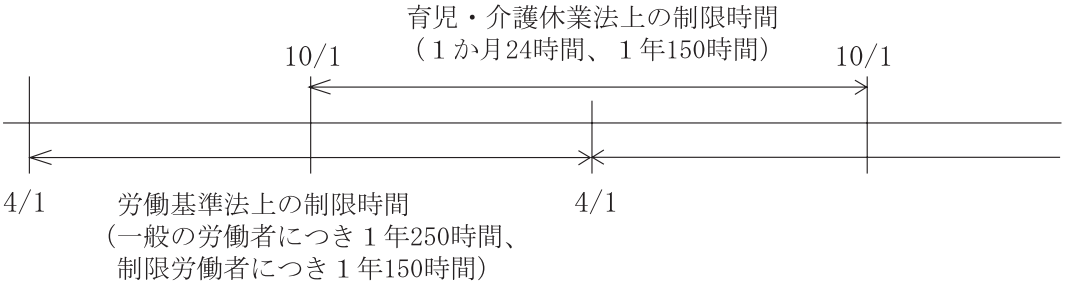

10 月１日から翌年の３月 31 日までの間は、育児・介護休業法上は最大で 144 時間（１か月 24 時間×６か月）まで時間外労働をさせることができますが、労働基準法上の制限時間は４月１日から計算されるため、例えば４月１日から９月 30 日までの間に 120 時間の時間外労働をさせたとすると、10 月１日から翌年の３月 31 日までの間は、150 － 120 ＝ 30 時間までしか時間外労働をさせることはできません。

様式第９号（第１７条関係）

時間外労働
休日労働 に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）
電子部品製造業	○○電子株式会社	○○市○○町１－２－３（○○○－○○○○－○○○○）

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数「満18歳以上の者」	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					１日	１日を超える一定の期間（起算日）		
						１か月（毎月１日）	１年（４月１日）	
①下記②に該当しない労働者	臨時の受注	検査	１０人	１日８時間	４時間	３０時間	２５０時間	平成○年４月１日から一年間
	月末の決算事務	経理	５人	同上	３時間	２５時間	２００時間	同上
②１年単位の変形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	１０人	同上	３時間	２５時間	２００時間	平成○年４月１日から一年間
①②のうち制限開始日が月の初日（起算日）となるように育児・介護休業法上の時間外労働の制限を請求した労働者	上記の各事由	上記の各業務		同上	２時間	２４時間	１５０時間	平成○年４月１日から一年間

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数「満18歳以上の者」	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
臨時の受注、納期変更	機械組立	１０人	毎週土曜・日曜	１か月につき１日、８：３０～１７：３０	平成○年４月１日から一年間

協定の成立年月日　　平成○年　３月　１２日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　検査課主任　氏名　原田　弘

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（　投票による選挙　）

平成○年　３月　１５日

使用者　職名　代表取締役社長　氏名　佐方　美紀子　印

○○労働基準監督署長殿

記載心得

１　「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第３６条第１項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。

２　「延長することができる時間」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。

⑴　「１日」の欄には、労働基準法第３２条から第３２条の５まで又は第４０条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、１日についての限度となる時間を記入すること。

⑵　「１日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第３２条から第３２条の５まで又は第４０条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であつて、同法第３６条第１項の協定で定められた１日を超え３箇月以内の期間及び１年についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。

３　②の欄は、労働基準法第３２条の４の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が３箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。

４　「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第３５条の規定による休日であつて労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。

５　「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。